

盛岡市・盛岡市上下水道局に

建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 令和 8 年 9 月 30 日現在において営業又は事業年数が 1 年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前 2 年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格要綱（平成 8 年告示第 420 号。以下「要綱」という。）第 13 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 要綱第 13 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知

令和9年3月下旬頃に、資格申請時に登録した申請担当者メールアドレス宛に資格審査結果を通知します。また、併せて盛岡市役所ホームページに掲載を予定しております。資格審査結果につきましては、文書での通知は行わず、電子メールでの連絡となりますのでご留意願います。

なお、市税等に未納があった場合や資格要件を満たさない方からの申請があった場合には、上記日程によらず資格認定を行わない旨の通知を行う場合があります。

4 建設関連業務の種類と内容

盛岡市及び盛岡市上下水道局が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業 務 内 容
測量	※1 測量一般 ※2 地図の調整 ※3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できません。（以下（１）～（３）参照。）

なお、盛岡市内の支店等について、関係法令に基づく登録がない場合は盛岡市内営業所として認定できませんので、ご注意ください。

(1)「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、本社及び契約を締結する事務所（委任先営業所）について測量法第55条の登録が必要です。以下の表を確認し、書類を提出してください。

なお、乙区分（盛岡市内に営業所を有する者）へ登録を希望する場合は、盛岡市内営業所についても測量法第55条の登録が必要です。

※●：必須 ○：該当する場合

対象	測量法第 55 条の規定に基づく登録の証明書の写し	企業要覧 (国土交通省ホームページ)	・測量業者登録申請書の写し ・添付書類（ト）の写し
本社	●いずれか 1 種類		-
委任先営業所	-	○いずれか 1 種類 (委任先を設定する場合)	
盛岡市内営業所	-	○いずれか 1 種類 (乙区分へ登録を希望する場合)	

(2)「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、本社及び契約を締結する事務所(委任先営業所)について建築士法第 23 条の登録が必要です。以下の表を確認し、書類を提出してください。

なお、乙区分（盛岡市内に営業所を有する者）へ登録を希望する場合は、盛岡市内営業所についても建築士法第 23 条の登録が必要です。

※●：必須 ○：該当する場合

対象	建築事務所登録証明書の写し
本社	●
委任先営業所	○ (委任先を設定する場合)
盛岡市内営業所	○ (乙区分へ登録を希望する場合)

(3)「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、本社及び契約を締結する事務所(委任先営業所)について不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録が必要です。以下の表を確認し、書類を提出してください。

なお、乙区分（盛岡市内に営業所を有する者）へ登録を希望する場合は、盛岡市内営業所についても不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の登録が必要です。

※●：必須 ○：該当する場合

対象	不動産鑑定業者登録申請書別記様式第七
本社	●
委任先営業所	○ (委任先を設定する場合)
盛岡市内営業所	○ (乙区分へ登録を希望する場合)